



平成 29 年 7 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 グリーンクロス
代表者名 代表取締役社長 久保 孝二
(コード番号 7533 福証)
問合せ先 取締役管理部長 松本光一郎
(TEL. 092-521-6570)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更、並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 7 月 28 日開催予定の第 46 期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること、及び同定時株主総会に当該移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。これに伴い、「監査等委員会設置会社」に移行後の役員人事に関し、取締役及び監査等委員である取締役の候補者につきましても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を高め、更なる監視体制の強化を通じて、より一層コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたします。

(2) 移行の時期

平成29年7月28日開催予定の第46期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴う監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②会計監査人の重要性に鑑み、会社法に則り会計監査人にかかる規定を新設するものであります。
- ③上記のほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更及び第 5 条の字句を一部修正し条文の整備を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定)	平成29年 7 月 28 日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成29年 7 月 28 日 (金)

3. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（平成 29 年 7 月 28 日開催予定の第 46 期定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
久保 孝二	代表取締役社長	同左
新田 将司	常務取締役	同左
中本 堅太郎	取締役	同左
松本 光一郎	取締役	同左
岡本 英利	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

（平成 29 年 7 月 28 日開催予定の第 46 期定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
首藤 英樹	社外取締役監査等委員	常勤監査役
山崎 健治	社外取締役監査等委員	社外監査役
住吉 良久	社外取締役監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定取締役

（平成 29 年 7 月 28 日開催予定の第 46 期定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職名
岩永 直文	代表取締役専務

以上

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子広告</u>により行なう。但し、事故その他止むを得ない事由によって電子広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告</u>により行う。ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業</p>

<p>主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 20 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 19 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 27 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 28 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催す</u></p>
---	---

<p><u>23条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第37条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 <u>会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第33条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、第46期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--